

神戸女子大学健康福祉学部紀要投稿規定

2011年6月1日

1. 投稿者は原則として、本学専任教員並びに助手とする。
2. 学外共同研究者で研究自体と論文の内容に責任のもてる者に関しては、第1条の規定にかかわらず、共著者とすることができます（ただし、単なる補助者、部分的協力者を連名にしないこと）。
3. 論文掲載の可否に関しては、紀要委員会で決定。紀要委員会でレフリーを依頼し審査する。
なお、レフリーは健康福祉学部専任教員2名以上とするが、他学部専任教員に依頼することもできる。
4. 論文は総説、原著、資料とする。
 - (a) 総説は、ある主題に関し、研究・調査論文を総括、解説したものとする。
 - (b) 原著は、独創的な研究で、問題提起、実験・調査・事例などに基づく研究成果と理論的考察をそなえた比較的まとまったものとする。
 - (c) 資料は、研究成果として記録にとどめておく価値のあるものとする。翻訳を含む。
なお、この区分は、原則として投稿者自身が指定する。ただし、紀要委員会と投稿者の協議により区分を変更することがある。
5. 論文は日本文（以下、和文という）でも外国語でもよい。
 - (a) 和文については、特別の場合を除き、常用漢字、現代かなづかいを用いること。
 - (b) 外国語については、特段の事情がない限り、英語を基本とする。ただし、研究内容的に英語以外の言語がより好ましいと判断される場合は、その限りではない。その際は、和文のアブストラクトを本文前に掲載することを必須とする。
6. 論文の長さは2万字以内を原則とする。ただし、紀要委員会が認めた場合は、この限りではない。
7. 原稿は、FD、MO、CD-ROM、フラッシュメモリ等に保存し、プリントアウトした原稿3部（1部は業者への提出用、残り2部は査読用）とともに、投稿締め切り日までに紀要委員会に提出する。図表についても同様に提出する。なお、提出に際しては、原稿の保存形式、校正原稿の送付先、および論文の種類の指定についても明示しておく。
8. 校正は2校までとし、投稿者自身が行う。ただし、内容、組版および印刷日程に大きな影響を与えるような新たな加筆・変更は行わないこと。なお、遗漏がないことを確認できれば、初校で責了としても差し支えないものとする。
9. 投稿論文の募集は毎年6月に行い、投稿締め切り期限は9月末日とする。なお、論文掲載の可否に関しては、10月末日までには各執筆者へ通知するものとする。
10. 紀要是原則として毎年3月に刊行することとする。ただし、諸般の事情により、4月以降に持ち越されることがある。
11. 別刷は掲載論文1編につき30部とする。それ以上は各著者の負担とする。
12. 上記の規定にかかわらず、問題が生じた場合、紀要委員会は適宜、必要な対応を行うこととする。なお、紀要委員会は、校正作業が円滑に進んでいるかを、適宜、業者との間で確認することとする。
13. 本規定は、紀要委員会の提案により、学部教授会の承認を得ることで、改定を行うものとする。
14. 本規定は、2008年6月より有効とする。

附則 本規定は、2011年6月1日より適用する。